

# 高月地域づくり協議会 会則

制定 平成 23 年 3 月 23 日  
改正 平成 24 年 1 月 19 日  
改正 平成 24 年 3 月 31 日  
改正 平成 24 年 10 月 1 日

## 第1章 総 則

(名称)

**第1条** この会は、高月地域づくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

**第2条** 本会の事務所は、高月公民館内に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、この地域がこれまで培ってきた観音の里として、穏やかで誠実な精神のもと、共助と協働を柱として、地域の抱える課題について考え、未来に希望と活力をもたらし、誰もがいつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民の交流を図り、お互いに助け合う安心安全な地域づくりに関する事業
- (2) 恵まれた自然を愛し、美しい環境づくりに関する事業
- (3) 青少年が夢をもてる、健全なまちづくりに関する事業
- (4) 歴史と伝統を生かし、教育、文化、スポーツの振興に関する事業
- (5) 住民の健康と福祉の増進に関する事業
- (6) 人権並びに男女共同参画に関する事業
- (7) 地域の産業と観光の振興に関する事業
- (8) 地域の将来計画作成及び見直しに関する事業
- (9) 行政機関との連携調整を図り、諸課題の提言に関する事業
- (10) 施設等の管理運営に関する事業
- (11) その他目的達成のための必要な事業

## 第2章 会 員

(会員)

**第5条** 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本会に賛同する高月地域内自治会及び地域内を主たる活動範囲とする各種団体等並びに個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する企業・団体及び個人

### 第3章 組 織

(組織)

**第6条** 本会の組織は、別表（組織図）のとおりとする。

### 第4章 会 議

(総会)

**第7条** 総会は、本会に登録する高月地域内自治会及び各種団体等を代表する者並びに個人（以下「総会出席構成員」という。）で構成する。

2 総会の種別は、次の2種とする。

(1) 定期総会 毎年1回開催する。

(2) 臨時総会 会長が、必要と認めるとき又は総会出席構成員の半数以上の請求があったとき開催する。

3 総会の議長は、出席者の中から選任する。

4 総会は、総会出席構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は出席者の過半数により決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

5 会議に出席できない総会出席構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。なお、前項の総会成立の定足数においては、委任状をもって出席したものとみなす。

6 会議の議事については、議事録を作成する。

7 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。ただし、事業計画の変更及び予算の更正については理事会に委任できるものとする。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 理事及び監事の選任に関すること。

(4) 会長、副会長及び会計の承認の可否に関すること。

(5) 会則の制定及び改廃に関すること。

(6) 本会の基本的事項及び重要事項に関すること。

(理事会)

**第8条** 理事会の構成は、次のとおりとする。

(1) 自治会部会 4名

(2) 健康福祉部会 2名

(3) 安全環境部会 2名

(4) 教育・文化・スポーツ部会 2名

(5) 地域振興部会 2名

(6) 広報研修委員会 2名

(6) 学識経験者 4名

2 理事会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

3 理事会は、次の事項を行う。

(1) 本会の活動方針・事業計画等総会に関すること。

(2) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(3) 事業計画の変更及び予算の更正に関すること。

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

4 理事会は、理事の過半数の出席者により成立し、会議の議事は出席者の過半数により

決する。

5 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(部会)

**第9条** 本会に次の部会を置く。

- (1) 自治会部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 安全環境部会
- (4) 教育文化スポーツ部会
- (5) 地域振興部会

2 部会は、第3条の目的達成のための実行機関として、第4条を遂行するための活動を行う。

3 部会に部会長、副部会長を置く。部会長及び副部会長は部会員の互選により選出する。ただし、自治会部会の部会長及び副部会長は当該年度の連合自治会長があたる。

4 部会長は、部会を調整し、事業の遂行にあたる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代理する。

(専門委員会)

**第10条** 会長は、本会に広報研修委員会のほか必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は会長の諮問事項について担当する。

3 専門委員会ごとの委員定数は、会長がその設置の都度決め、委員を任命する。

4 専門委員会の正副委員長は、会長の指名により決定する。

## 第5章 事務局

(事務局)

**第11条** 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、必要に応じて事務局長及び事務局職員を置くことができる。

3 事務局長及び事務局職員は、会長が任免する。

4 事務局の事務処理は、必要に応じて会長の承認を得て、その一部を外部に委託することができる。ただし、会計処理は除く。

## 第6章 役員

(役員)

**第12条** 本会に、次の役員を置く。尚、顧問を若干名置くことができる。

- (1) 理事 18名以内 総会において選任する。
- (2) 会長 1名 理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (3) 副会長 2名 理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (4) 会計 1名 理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (5) 監事 3名 総会において選任する。

2 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 役員任期は、2年とする。

(2) 役員の中で欠員が生じた場合は、補充を行うことができ、その任期は前任者の残任期間とする。

- (3) 役員の再任は妨げない。ただし連続して3期を超えることができない。
- 3 役員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
  - (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
  - (4) 理事は、本会の運営及び活動を円滑に行う。
  - (5) 監事は、本会の会計監査及び業務監査を行う。

## 第7章 会 計

(経費)

- 第13条** 本会の経費は、助成金、交付金、委託料、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(会計年度)

- 第14条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第15条** 本会は、会の収入・支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が、帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

- 第16条** 監事は、会計監査及び業務監査を行い、理事会及び総会に報告する。

## 第8章 その 他

(雑則)

- 第17条** この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項等に関しては理事会で定める。

付 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成24年1月19日から施行する。

付 則

この改正は、平成24年3月31日から施行する。

#### 付 則

1. この改正は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第8条第1項及び第1第1項の改正は平成25年4月1日から施行する。
2. 付則第1のただし書きの施行により、平成23年4月13日開催の第2回理事会において制定した内規は廃止する。